規　則

○会計検査院規則第三号

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

会計検査院長　重松　博之

会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則

第一条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「成田国際空港株式会社」の下に「、新関西国際空港株式会社」を加え、同表第五局上席調査官（融資機関担当）の事務分掌事項欄中「株式会社日本政策金融公庫」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

第二条　会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を次のように改正する。

別表第三局国土交通検査第二課の事務分掌事項欄中「、関西国際空港株式会社」を削る。

附　則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年七月一日から施行する。

○外務省告示第百三号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記の失効年月日に効力を失った。

平成二十四年三月三十日

外務大臣　玄葉光一郎

失効年月日	旅券番号
平成24年3月21日	2006年4月26日	T Z 0402956

告　示

○総務省告示第百十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項第三号の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十六号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項第三号の規定に基づき総務大臣が定める施設を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日

総務大臣　川端　達夫

第三号を削る。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○法務省告示第百二十四号

鳥取県西伯郡南部町役場保存の次の原戸籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年四月三十日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該原戸籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる原戸籍の謄本、抄本又は原戸籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、南部町役場又は鳥取地方法務局米子支局に照会すること。

平成二十四年三月三十日

法務大臣　小川　敏夫

鳥取県西伯郡幡郷村大字諸木三百七番地

岩田梅太郎

○財務省告示第百一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別表第一の六の項名	輸入数量
一	六・五トン
二	一二・〇トン
三	二七・六トン
四	二四、六六七トン
五	一、三五一トン
六	一五トン
七	三五・二トン
八	二八・一トン
九	四〇、六八四トン
一〇	五、一七三トン
一一	一六、二二五トン
一二	七二、八二〇トン
一三	四、八五四、八二九トン
一四	一、〇三六、一五五トン
一四の二	六二四、一七六トン
一五	三九四トン
一六	一〇、三〇六トン
一七	一一五、九五〇トン
一八	一六、六五〇トン
一九	七五〇トン
二〇	三九二トン
二一	二二、〇六二トン
二二	五一五トン
二三	五、一〇一トン
二四	二七トン
二五	〇トン
二六	五、四七五トン
二七	一二、五〇六トン
二八	六トン
二九	四五四トン

○財務省告示第百二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の五第三項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　生鮮等牛肉　十九万二千八百十二トン

二　冷凍牛肉　二十八万四百五十五トン

○財務省告示第百三号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣　安住　淳

平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一　豚肉等　六十七万九千二百五十四トン

二　生きている豚及び豚肉等　六十七万九千二百九十七トン